

令和3年2月19日

会員各位

鎌倉市医師会会長 山口 泰
母子保健担当理事 今井 一登

母性健康管理に関する広報資料の送付について

神奈川県医師会を通じて、通知がまいりましたのでお知らせいたします。
こちらは鎌倉市医師会HPにもアップロードしてありますので、ご確認ください。

神奈川県医師会
理事 高井 昌彦

母性健康管理に関する広報資料の送付について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、標記について、一般財団法人女性労働協会長より別添のとおり通知がありました。

本件は、働く女性の母性健康管理の推進のため、女性労働者及び事業主に対する下記母性健康管理専用サイト「女性にやさしい職場づくりナビ」について、同協会によりリーフレットが作成されたことを周知するものです。

記

【母性健康管理専用サイト 女性にやさしい職場ナビ】

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

以上

お問い合わせ先

地域保健課 担当：佐々木

横浜市中区富士見町3-1

TEL 045(241)7000 FAX 045(241)1464

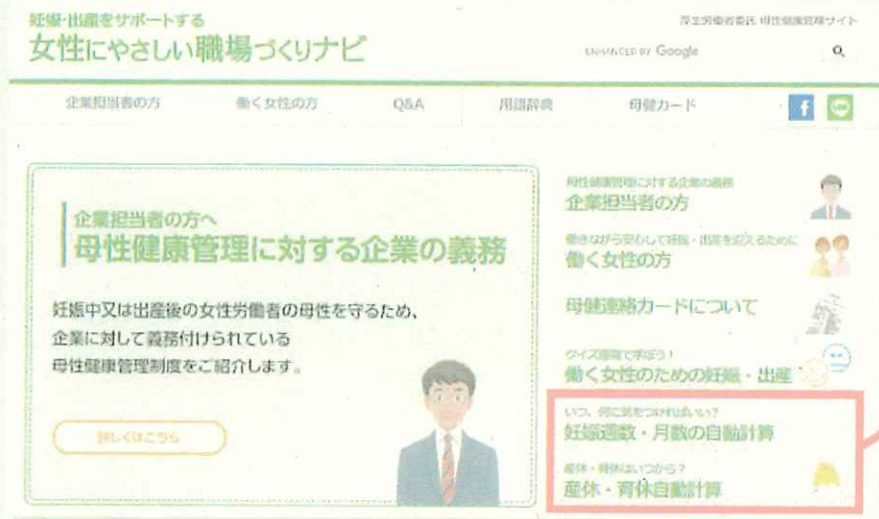
E-mail y-sasaki@kanagawa.med.or.jp

妊娠・出産をサポートする

女性にやさしい職場づくりナビ

<https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/>

「女性にやさしい職場づくりナビ」では、安心して妊娠・出産を迎えるために必要な情報を掲載しています。



出産(予定)日から、産休期間・育休期間の自動計算ができます！
妊娠週数・月数の自動計算も簡単にできます！

出産予定日が希望する育児休業開始日のどちらかを入力してください

●出産予定日または出産日を入力してください。
(産前・産後休業と育児休業のどちらも表示されます)

西暦 [] 年 [] 月 [] 日

双子以上の妊娠ですか。
 はい いいえ

●育児休業開始日を入力してください。
(産前休業の期間のみが表示されます)

西暦 [] 年 [] 月 [] 日

計算する リセット

主なコンテンツ

- 企業担当者の方へ
妊娠中・出産後の女性労働者の母性を守るため、企業に義務付けられている母性健康管理制度を紹介しています。
- 働く女性の方へ
働く女性の妊娠・出産・育児等の制度について法律で定められていることを紹介しています。
- 母健連絡カードについて
母健連絡カードがダウンロードできます(無料)
- 用語辞典
妊娠から出産、職場復帰に至るまでの各場面で知っておきたいキーワードや法制度の用語を解説しています。
- クイズ感覚で学ぼう！働く女性のための妊娠・出産
働きながら安心して妊娠・出産を迎えるために知っておくと役立つことをクイズ感覚で学べます。
- 妊娠週数・月数自動計算
出産予定日が最終月経開始日と調べたい日付を入力。妊娠中のどの状況にあたるのかと、注意事項がわかり産前休業に入る前の仕事のスケジュール等を立てる際の参考にできます。
- 産休・育休自動計算
出産予定日や希望する育児休業開始日を入力。産前産後休業期間や希望する育児休業を取得するためにはいつまでに申し出る必要があるかなどを自動計算。
- 相談窓口
女性労働者の母性健康管理に関する質問・相談に対して、専門家が回答します。

妊娠中・出産後の働く女性に関する法律や制度を詳しく知りたい時は・・・

働く女性の妊娠・出産をサポートするサイト「女性にやさしい職場づくりナビ」

▼ 女性にやさしい職場づくりナビ(PC、スマホ)



職場と母性

検索

▼ Facebook

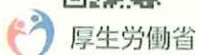


みなさまの「いいね！」
をお待ちしております。

▼ LINE



みなさまの
「友だち登録」を
お待ちしております。



このチラシは、厚生労働省が委託し、一般財団法人女性労働協会が制作したものです。

(令和2年度厚生労働省委託事業)